

令和3年度江別市グリーン購入調達方針

江別市グリーン購入推進基本方針（平成15年4月1日施行。以下「基本方針」という。）に基づき、令和3年度江別市グリーン購入調達方針（以下「調達方針」という。）を次のとおり定める。

令和3年5月31日

江別市長 三好昇

- 1 特定調達物品等の種類、調達目標
特定調達物品等の種類、調達目標は別表1のとおりとする。
- 2 特定調達物品等の調達方法等
特定調達物品等を調達するには、次に適合するもの（以下「適合物品等」という。）を選択するものとする。
 - (1) 国が定めた「環境物品等の推進に関する基本方針」（令和3年2月19日変更閣議決定）の判断基準に準拠することを原則とする。
 - (2) エコマークなどの第三者機関や業界団体等が認定した環境ラベルを参考にし、適合物品等を選択すること。（別紙環境ラベル一覧参照）
 - (3) グリーン購入ネットワークの情報やカタログ等を参考にし、適合物品等を選択すること。
 - (4) 特定調達物品等に該当するもので、「やむを得ない理由」により適合物品等を選択できない場合は、その理由を明確にしておくこと。
 - ① 「やむを得ない理由」とは、次の場合をいう。
 - イ 要求する品質・規格に適合する特定調達物品等が製造されていない場合
 - ロ 商品の在庫がなく、納入期限に間に合わない場合
 - ハ 価格が割高であり、予算上の制約を受ける場合
 - ② ①で掲げた「やむを得ない理由」以外で非適合物品等を選択した場合も、その理由を明確にしておくこと。
3. 配慮事項
 - (1) 特定調達物品等以外の物品等を調達する場合は、基本方針の2(1)の判断基準に基づき、調達物品等の選択に努めるものとする。
 - (2) 上記2各項に示す判断基準等は、調達の推進にあたっての一つの目安を示すものであり、出来る限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めるものとする。
- 4 グリーン購入実績の報告
 - (1) 報告方法
各課等の物品管理者は、別紙により特定調達物品等の調達実績を半期ごとに取りまとめ、生活環境部環境室環境課に報告するものとする。なお、報告の提出期限は、上半期分は10月8日（金）、下半期分は4月8日（金）とする。
 - (2) 報告対象物品
別表1に掲げる対象品目のうち、報告対象欄に「○印」のある物品等について集計・報告するものとする。
- 5 その他
 - (1) 本調達方針は、令和3年4月1日以降の物品等の調達から適用する。

《 参考 》

エコ商品ねっと（運営団体：グリーン購入ネットワーク（GPN））

<http://www.gpn.jp/econet/>

環境ラベル等データベース（環境省）

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>

別表1 特定調達物品一覧

分野	特定調達品目	報告対象	調達目標
紙類	1 コピー用紙	○	100%
	2 フォーム用紙		
	3 インクジェットカラープリンター用途工紙		
	4 印刷用紙(カラー用紙を除く)	○	
	5 印刷用紙(カラー用紙)	○	
	6 トイレ用ペーパー	○	
	7 ティッシュペーパー		
文具類	1 シャープペンシル	○	100%
	2 シャープペンシル替芯	○	
	3 ボールペン	○	
	4 マーキングペン	○	
	5 鉛筆	○	
	6 スタンプ台		
	7 朱肉		
	8 印章セット		
	9 印箱		
	10 公印		
	11 ゴム印	○	
	12 回転ゴム印		
	13 定規		
	14 トレー		
	15 消しゴム	○	
	16 ステープラー(汎用型)		
	17 ステープラー(汎用型以外)		
	18 ステープラー針リムーバー		
	19 連射式クリップ(本体)		
	20 事務用修正具(テープ)	○	
	21 事務用修正具(液状)	○	
	22 クラフトテープ	○	
	23 粘着テープ(布粘着)	○	
	24 両面粘着紙テープ	○	
	25 製本テープ		
	26 ブックスタンド		
	27 ペンスタンド		
	28 クリップケース		
	29 はさみ		
	30 マグネット(玉)		
	31 マグネット(バー)		
	32 テープカッター		
	33 パンチ(手動)		
	34 モルトケース(紙めくり用スポンジケース)		
	35 紙めくりクリーム	○	
	36 鉛筆削(手動)		
	37 OAクリーナー(ウエットタイプ)		
	38 OAクリーナー(液タイプ)		
	39 ダストブロワー		
	40 レターケース		
	41 メディアケース		
	42 マウスパッド		
	43 OAフィルター(枠あり)		
	44 丸刃式紙裁断機		
	45 カッターナイフ		
	46 カッティングマット		
	47 デスクマット		
	48 OHPフィルム	○	
	49 絵筆		
	50 絵の具		
	51 墨汁		
	52 のり(液状)(補充用を含む。)	○	
	53 のり(澱粉のり)(補充用を含む。)		
	54 のり(固形)(補充用を含む。)	○	
	55 のり(テープ)	○	
	56 ファイル	○	
	57 バインダー	○	
	58 ファイリング用品	○	
	59 アルバム(台紙を含む。)		
	60 つづりひも	○	

分野	特定調達品目	報告対象	調達目標
文具類	61 カードケース	○	100%
	62 事務用封筒（紙製）	○	
	63 窓付き封筒（紙製）	○	
	64 けい紙		
	65 起案用紙		
	66 ノート	○	
	67 パンチラベル		
	68 タックラベル	○	
	69 インデックス	○	
	70 付箋紙	○	
	71 付箋フィルム		
	72 黒板拭き		
	73 ホワイトボード用レーザー		
	74 額縁		
	75 こみ箱		
	76 リサイクルボックス		
77 缶・ボトルつぶし機（手動）			
78 名札（机上用）			
79 名札（衣服取付型・首下げ型）	○		
80 鍵かけ			
81 チョーク			
82 グラウンド用白線			
83 梱包用バンド			
オフィス家具等	1 いす	○	100%
	2 机	○	
	3 棚		
	4 収納用什器（棚以外）		
	5 ローバーティション		
	6 コートハンガー		
	7 傘立て		
	8 掲示板		
	9 黒板		
	10 ホワイトボード		
画像機器等	1 コピー機	○	100%
	2 複合機	○	
	3 拡張性のあるデジタルコピー機	○	
	4 プリンタ	○	
	5 プリンタ複合機	○	
	6 ファクシミリ		
	7 スキャナ		
	8 プロジェクタ		
	9 トナーカートリッジ		
	10 インクカートリッジ		
電子計算機等	1 電子計算機（デスクトップ・ノートブック・シンクライアント・サーバ等）	○	100%
	2 磁気ディスク装置		
	3 ディスプレイ		
	4 記録用メディア		
オフィス機器等	1 シュレッター		100%
	2 デジタル印刷機		
	3 掛時計		
	4 電子式卓上計算機（電卓）		
	5 一次電池又は小型充電式電池	○	
移動電話等	1 携帯電話		可能な限り調達に努める
	2 PHS		
	3 スマートフォン		
家電製品	1 電気冷蔵庫		可能な限り調達に努める
	2 電気冷凍庫		
	3 電気冷凍冷蔵庫		
	4 テレビジョン受信機		
	5 電気便座		
	6 電子レンジ		
エアコンディショナー等	1 エアコンディショナー		可能な限り調達に努める
	2 ガスヒートポンプ式冷暖房機		
	3 ストープ		
温水器等	1 ヒートポンプ式電気給湯器		可能な限り調達に努める
	2 ガス温水機器		
	3 石油温水機器		
	4 ガス調理機器		
照明	1 LED照明器具	○	100%
	2 LEDを光源とした内照式表示灯		
	3 蛍光灯（直管型：大きさの区分40形蛍光灯）	○	
	4 電球形のランプ	○	

分野	特定調達品目	報告対象	調達目標
自動車等	1 乗用車	○	可能な限り調達に努める
	2 小型バス	○	
	3 小型貨物車	○	
	4 バス等	○	
	5 トラック等	○	
	6 トラクタ	○	
	7 乗用車用タイヤ		
	8 2サイクルエンジン油		
消火器	1 消火器		可能な限り調達に努める
制服・作業服等	1 制服	○	100%
	2 作業服	○	
	3 帽子		
	4 靴		
インテリア・寝装寝具	1 カーテン		可能な限り調達に努める
	2 布製ブラインド		
	3 金属製ブラインド		
	4 タフテッドカーペット		
	5 タイルカーペット		
	6 織じゅうたん		
	7 ニードルパンチカーペット		
	8 毛布		
	9 ふとん		
	10 ベッドフレーム		
	11 マットレス		
作業手袋	1 作業手袋	○	100%
その他繊維製品	1 集会用テント		可能な限り調達に努める
	2 ブルーシート		
	3 防球ネット		
	4 旗		
	5 のぼり		
	6 幕		
	7 モップ		
設備	1 太陽光発電システム（公共・産業用）		可能な限り調達に努める
	2 太陽熱利用システム（公共・産業用）		
	3 燃料電池		
	4 エネルギー管理システム		
	5 生ゴミ処理機		
	6 節水機器		
	7 日射調整フィルム		
	8 テレワーク用ライセンス		
	9 Web会議システム		
災害備蓄用品	1 (毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池)		可能な限り調達に努める
	2 災害備蓄用飲料水		
	3 アルファ化米		
	4 保存パン		
	5 レトルト食品等		
	6 栄養調整食品		
	7 フリーズドライ食品		
	8 非常用携帯燃料		
	9 携帯発電機		
	10 非常用携帯電源		
公共工事	資材	1 建設汚泥から再生した処理土	可能な限り調達に努める
		2 土工用水砕スラグ	
		3 銅スラグを用いたケーソン申請め材	
		4 フェロニッケルスラグを用いたケーソン申請め材	
		5 地盤改良用製鋼スラグ	
		6 高炉スラグ骨材	
		7 フェロニッケルスラグ骨材	
		8 銅スラグ骨材	
		9 電気炉酸化スラグ骨材	
		10 再生加熱アスファルト混合物	
		11 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		12 中温化アスファルト混合物	
		13 鉄鋼スラグ混入路盤材	
		14 再生骨材等	
		15 間伐材	
		16 高炉セメント	
		17 フライアッシュセメント	
		18 エコセメント	
		19 透水性コンクリート	
		20 鉄鋼スラグブロック	
		21 フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		22 下塗用塗料（重防食）	
		23 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
		24 高日射反射率塗料	
		25 高日射反射率防水	
		26 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
		27 再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	

分野	特定調達品目	報告対象	調達目標	
公共工事	28	ハーブたい肥		
	29	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）		
	30	LED道路照明		
	31	再生プラスチック製中央分離帯ブロック		
	32	セラミックタイル		
	33	断熱サッシ・ドア		
	34	製材		
	35	集成材		
	36	合板		
	37	単板積層材		
	38	直交集成板		
	39	フローリング		
	40	パーティクルボード		
	41	繊維板		
	42	木質系セメント板		
	43	木材・プラスチック再生複合材製品		
	44	ビニル系床材		
	45	断熱材		
	46	照明制御システム		
	47	圧入機		
	48	吸収冷温水機		
	49	水蓄熱式空調機器		
	50	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機		
	51	送風機		
	52	ポンプ		
	53	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管		
	54	自動水栓		
	55	自動洗浄装置及びその組み込み小便器		
	56	大便器		
	57	再生材料を使用した型枠		
	58	合板型枠		
	建設機械	59	排出ガス対策型建設機械	
		60	低騒音型建設機械	
	工法	61	低品質土有効利用工法	
		62	建設汚泥再生処理工法	
		63	コンクリート塊再生処理工法	
		64	路上表層再生工法	
		65	路上再生路盤工法	
		66	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
		67	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
	目的物	68	排水性舗装	
		69	透水性舗装	
		70	屋上緑化	
	役務	1	省エネルギー診断	
		2	印刷（納入印刷物）	○
		3	食堂	
		4	自動車専用タイヤ更生	
		5	自動車整備	
		6	庁舎管理	
		7	植栽管理	
		8	加煙試験	
		9	清掃（手洗い洗剤）	○
		10	タイルカーペット洗浄	
		11	機密文書処理	
		12	害虫防除	
		13	輸配送	
		14	旅客輸送	
		15	蛍光灯機能提供業務	
		16	庁舎等において営業を行う小売業務	
		17	クリーニング	
		18	飲料自動販売機設置	
		19	引越輸送	
		20	会議運営	
		21	印刷機能等提供業務	○
	ごみ袋等	1	プラスチック製ごみ袋	

可能な限り調達に努める

100%

可能な限り調達に努める

（注1）判断基準に「基準値1」と「基準値2」が記載されている場合には、可能な限り「基準値1」による調達を推進するが、調達目標については「基準値2」を適用する。




環境ラベル一覧

種類	概要	備考
<p>エコマーク</p> 	<p>様々な商品(製品及びサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるマーク。(エコマーク認定商品の一部には、例外的にグリーン購入適合物品でないものもあるため、購入の際には要確認。)</p>	<p>公益財団法人 日本環境協会 http://www.ecomark.jp/</p>
<p>JOIFA グリーンマーク</p> 	<p>グリーン購入適合物品のオフィス家具につけられるマーク。</p>	<p>一般社団法人 日本オフィス家具協会 http://www.joifa.or.jp/</p>
<p>国際エネルギースタープログラム</p> 	<p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるラベル。</p>	<p>国際エネルギースタープログラム http://www.energystar.go.jp/</p>
<p>省エネラベリング制度</p>  <p>(緑色)</p>	<p>省エネ法により定められた省エネ基準(トップランナー基準)をどの程度達成しているかを表示するラベル。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークが、達成していない製品には橙色のマークがつけられている。</p>	<p>一般財団法人 省エネルギーセンター http://www.eccj.or.jp/labeling/</p>
<p>統一省エネラベル</p> 	<p>小売事業者が製品の省エネ情報を表示するためにつけたラベル。エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、テレビ、電気便座、照明器具の6品目に表示されている。(エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び液晶テレビに関して、グリーン購入適合物品は4つ★以上。電気便座に関しては、ラベルに記載の年間消費電力量が適合物品の条件を満たしているか要確認。)</p>	<p>一般財団法人 省エネルギーセンター http://www.eccj.or.jp/machinery/labeling_program/</p>
<p>間伐材マーク</p> 	<p>間伐材を用いた製品に表示することが出来るマーク。</p>	<p>全国森林組合連合会 http://www.zenmori.org/kanbatsu/mark/</p>
<p>FSC ラベル</p> 	<p>適切な森林管理がされていると認証された森林から収穫された木材および FSC の規格で認められた原材料を使用した製品につけられるラベル。</p>	<p>FSC ジャパン(日本森林管理協議会) https://jp.fsc.org/jp-jp</p>

環境ラベル一覧

<p>PEFC森林認証プログラム</p> 	<p>森林管理認証を受けた森林から生産された木材やリサイクル材を原材料として一定の割合以上使用している製品につけられるマーク。</p>	<p>一般社団法人 緑の循環認証会議 https://sgec-pefc.jp/</p>
<p>PET ボトルリサイクル推奨マーク</p> 	<p>日本国内で消費され回収された使用済み「指定 PET ボトル」を再生した PET 樹脂であるフレーク、ペレットまたはパウダーを、商品の「主要構成部材」の原料として利用しているもので、「PET ボトルリサイクル推奨マーク認定基準」に適合している商品につけられるマーク。</p>	<p>PET ボトルリサイクル推進協議会 http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/</p>
<p>エコ・ユニフォームマーク</p> 	<p>グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェアやスクールウェア等につけられるマーク。</p>	<p>日本被服工業組合連合会 http://nippiren.com/eko-mark.shtml</p>
<p>バイオマスマーク</p>  <p>バイオマス 登録No.000000</p>	<p>生物由来の資源（バイオマス）を利活用し、品質及び安全性が関連する法規、基準、規格等に適合している商品につけられるマーク。</p>	<p>一般社団法人 日本有機資源協会 https://www.jora.jp/</p>
<p>低排出ガス認定車</p> 	<p>自動車の排出ガス低減レベルを示すステッカー。排出ガス中の有害物質の排出量が、最新規制値よりどのくらい削減されているかを表し、平成 12 年基準、平成 17 年基準、平成 21 年基準、平成 30 年基準がある。 乗車定員 10 人以下のガソリン自動車及び小型バスを除く LP ガス自動車の排出ガス基準値は、平成 30 年排出ガス規制値より 50%低減 (★★★★) 又は 75%低減 (★★★★★) 並びに平成 17 年排出ガス規制値より 75%低減 (★★★★★)、小型貨物車は平成 17 年排出ガス規制値より 50%低減 (★★★★) とする。</p>	<p>国土交通省 http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/lowgas.htm</p>

環境ラベル一覧

<p>燃費性能に係る車体表示</p> 	<p>自動車の燃費性能を示すステッカー。省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づく燃費基準を達成しているもの及び同基準を5%以上、10%以上、20%以上上回る燃費性能を有するものにステッカーを表示する。</p> <p>車両ごとに、左記のどちらかの基準を満たすことが、適合物品の条件。</p> <p>※ガソリン及びLPガス車は、低排出ガス及び燃費の基準を満たすことが必要だが、ディーゼル車は燃費基準のみ満たせば適合物品となる。</p>	<p>国土交通省、 http://www.mlit.go.jp/jidosha/sesaku/environment/ondan/ondan.htm</p>
<p>低燃費タイヤ統一マーク</p> 	<p>タイヤについて、転がり抵抗性能の等級がA以上で、ウェットグリップ性能の等級がa～dの範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、統一マークを表記している。</p>	<p>一般社団法人 日本自動車タイヤ協会 http://www.jatma.or.jp/labeling/index.html</p>
<p>RSPO 認証油トレードマーク</p> 	<p>石けん等の原料として使用される植物油であるパーム油について、持続的なパーム油生産に求められる法的、経済的、環境・社会的要件を「原則と基準」として定め、認証したパーム油やパーム油関連商品につけられるマーク。</p>	<p>公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン) https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/3520.html</p>